

1. 進学に関する推薦規程

(趣旨)

第1条 この規程は、生徒の進学に関し、大学等（以下進学対象となるすべての学校をいう）から推薦を依頼された場合、本校が推薦する生徒の学業成績、身体状況、勤怠状況、人物・性格、保護者等の学資負担能力等について、ある程度の保証を与えることになるので、責任ある推薦の組織、推薦の基準、その他推薦に関し必要な事項を定めるものとする。

(推薦の範囲)

第2条 ここで規定する推薦は、学校長推薦、HR担任推薦、部顧問推薦、その他の学校関係者によるすべての推薦（以下学校推薦という）をいう。

2. 総合型選抜入試その他の入試等で学校推薦を要しないものについてはこの規程によらない。

(推薦委員会)

第3条 推薦委員会（以下委員会という）の組織と運営は次のとおりとする。

- (1) 教頭、進路指導部企画（以下企画係という）、進路指導部国公立大、私大・短大、専門学校、就職担当（以下当該担当という）の係、3学年全担任、3学年主任、生徒指導部代表で組織する。
- (2) 委員会の委員長は教頭とする。
- (3) 委員会の会議録及び資料等の整理保管は企画係が行う。

(推薦の手順)

第4条 推薦は次の手順を踏むものとする。

- (1) 推薦を願い出る者は、本人及び保護者等連署の推薦許可願・志望理由書を添えて、当該担当の指示する日までに、HR担任に申し出る。
- (2) 企画係は委員会資料を必要部数準備する。
- (3) 委員会の開催は企画係が関係者に連絡する。
- (4) 委員会は本規程に基づき推薦の可否を決定する。
- (5) 委員会における決定事項は企画係が職員会議で報告または提案する。

(推薦基準)

第5条 推薦を願い出る者は、当該大学等の推薦基準に達していると同時に、次に掲げる本校の基準を満たしてなければならない。

- (1) 学業成績については全体の評定平均値が次のとおりであること。

ア. 大学（大学校を含む） 3.0以上

（ただし、技術や技能面で特に優れたものは2.7以上とする。）

国公立大学の推薦を希望するものは、大学入学共通テストを原則受験することとする。

イ. 短期大学（短期大学校を含む） 2.7以上

ウ. 専修学校（各種学校を含む） 2.7以上

エ. その他の学校 2.7以上

(2) 過年度の評価に1がないこと。

(3) 勤怠状況が望ましい者であること。

ア. 各学年とも無届欠席3日以内、無届欠課10時間以内、朝の遅刻7回以内であること。ただし3学年に関しては、2学期末までに出席する場合、遅刻5回以内とする。
*令和3年入学生は3年次からの適用、令和4年度入学生は2年次からの適用とする。

(4) 人物・性格が良好であること。

ア. 懲戒による停学指導を受けたことがないこと。

イ. 3学年において懲戒指導（訓告及び停学）を受けていないこと。

ウ. 生活指導履歴が良好であること。

(5) 保護者等の学資負担能力があること。

(審議方法)

第6条 大学等に推薦枠があり、かつ、希望者が指定人数を超えている場合においては、次の資料を基にして総合的に審議し推薦する者を決定する。

(1) 3カ年間の評定

(2) 実力テストの成績

(3) 特別活動の実績

(4) 勤怠状況

2. 大学等で推薦枠がない場合、または、推薦枠がある場合においても希望者の人数が指定校推薦枠内のとき、前項に掲げられたすべての条件を満たしている者については審議を要しない。

(保護者等の承諾)

第7条 大学等に出願するにあたっては、保護者等と進学目的、学資の捻出等について、十分に事前協議をし、承諾を得ること。

(推薦の制限)

第8条 推薦は1人1校とする。ただし、当該校に不合格になった場合は、再度他の大学等への推薦を希望することができる。

2. 前項の規定に拘わらず、併願が認められている大学等については複数校へ出願することができる。

(入学の確約)

第9条 専願が条件となっている大学等に合格した場合は、必ず当該校に入学すること。

(推薦の特例)

第10条 第5条第1号の基準を満たしていない場合においても、当該大学等の推薦基準に達しているときは、申し出により推薦委員会で審議することができる。

2. 第5条第3号の規定に拘わらず、次の者について推薦委員会で審議をし、職員会議に諮ることができる。

(1) 3カ年通算で無届欠席が9日以内、無届欠課30時間以内、朝の遅刻21回*以内の者で、勤怠状況が著しく改善している者。

*ただし朝の遅刻に関しては、令和3年入学生は27回、令和4年度入学生は24回とする。

(2) 第1学年または第2学年において懲戒による停学指導を受けた者で、その後の学習状況、勤怠状

況等の改善が著しい者。

(推薦の取り消し)

第11条 この規程に基づき、推薦委員会で推薦を認められたものが問題行動を起こした場合は、推薦を取り消すことがある。

(卒業生)

第12条 この推薦規程は在校生についてのみ適用し、卒業生については当該大学等の推薦基準によるものとする。

附則

平成12年10月1日から施行平成18年7月10日第6条改正平成21年2月25日

第3条(1)、第4条、第5条(4)、第6条、第6条2、第6条3を挿入、改正平成21年4月1日より実施

平成23年3月4日第5条(3)、第10条2(1)改正平成24年7月17日第6条一部削除改正、実施

平成25年3月4日第5条、第10条一部削除訂正、平成25年4月1日より実施

平成26年2月25日第5条(1)ア一部改正、(2)削除改正、平成26年4月1日より実施

令和5年3月15日 第2条2. 一部改正、第3条(4)削除、第4条(1)一部改正、(2)削除、(3)一部改正、第5条(1)ア. 一部改正、第5条(3)ア. 一部改正、但し書きを挿入、(5)一部改正、第6条一部改正、(2)一部改正、第7条一部改正、第10条2.(1)一部改正、但し書きを挿入
なお、第5条(3)ア、第10条2.(1)改正 は、令和5年4月1日より経年実施